

大分大学教育学部役職者選考に関する規程

平成28年4月1日制定
平成28年教育学部規程第9号

(趣旨)

第1条 大分大学教育学部教授会（以下「教授会」という。）における役職者の選考は、他の内部規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(役職者)

第2条 この規程において、役職者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 教育学部副学部長（以下「副学部長」という。）
- (2) 教育学部から選出する教育研究評議会評議員（以下「評議員」という。）
- (3) 教育学部附属学校園連携統括長（以下「連携統括長」という。）
- (4) 教育学部附属教育実践総合センター長（以下「センター長」という。）
- (5) 教育学部の教務委員長，学生生活委員長，教育実習委員長，就職進路委員長，入試委員長及び教育研究所長（以下「委員長等」という。）

(選考の時期)

第3条 役職者の候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。

- (1) 当該役職者の任期が満了するとき。
- (2) 当該役職者が辞任を申し出たとき。
- (3) 当該役職者が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号に該当するときは、任期満了の1か月前までに、同項第2号及び第3号に該当するときは、速やかに行うものとする。

(選考の方法)

第4条 役職者の候補者は、教育学部の教授，准教授，講師及び助教（以下「教員」という。）による選挙結果に基づき、教授会の議を経て選考する。ただし、副学部長及び連携統括長の候補者は、学部長の提案に基づき、教授会の議を経て選考する。

2 前項本文の規定による選挙の当選者は、第6条第1項に規定する第1回投票で有効投票数の過半数の得票を得た者又は第8条第1項に規定する第2回投票において得票上位の者とする。ただし、評議員の候補者に係る選挙の当選者は、第1回投票において得票上位の者とする。

(選挙の管理)

第5条 前条第1項本文に規定する選挙を管理するため、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員長は学部長とし、委員は、教員のうちから学部長が指名するものとする。

(第1回投票)

第6条 選挙管理委員会は、単記無記名による投票（以下「第1回投票」という）を行うものとする。

2 評議員については、教授のうちから選出するものとし、第1回投票において得票同数の者がある場合は、当事者間の協議により決定した者を候補者とし、協議によりこれを決定できない場合は、年長者順によるものとする。

3 センター長については、教授又は准教授のうちから選出するものとし、第1回投票における得票上位2人を候補適任者とする。

4 委員長等については、教員のうちから役職者ごとに選出するものとし、それぞれ第1回投票における得票上位2人を候補適任者とする。

5 前二項の規定にかかわらず、第1回投票において過半数の得票を獲得した者がある場合は、同人を当該投票による候補者とし、他の第1回投票については、同人を除く得票者を順次繰り上げるものとする。

- 6 同一人が、複数の第1回投票において過半数の得票を獲得した場合は、同人を最も得票数の多い第1回投票による候補者とし、他の第1回投票については、同人を除く得票者を順次繰り上げるものとする。この場合において、当該過半数の得票数が同数の場合は、同人が一の第1回投票による候補者を選択するものとする。
- 7 同一人が、複数の第1回投票における得票上位2人となる場合（過半数の得票を獲得した場合を除く。）は、同人が一の第1回投票による候補適任者を選択するものとし、他の第1回投票については、同人を除く得票者を順次繰り上げるものとする。
- 8 第1回投票の得票上位2人と得票が同数の者がある場合は、当事者間の協議により上位2人を決定し、協議により決定することができない場合は、年長者順によるものとする。
- 9 選挙管理委員長は、第1回投票の結果を教授会に報告するものとする。

（候補適任者の選考）

第7条 教授会は、第1回投票の結果に基づき、候補者1人又は候補適任者2人を選考するものとする。

（第2回投票）

第8条 選挙管理委員会は、前条の候補適任者2人について単記無記名による投票（以下「第2回投票」という。）を行い、得票上位1人の者を候補者とするものとする。

- 2 第2回投票は、第1回投票が行われた日に実施するものとする。
- 3 第2回投票で得票同数の者がある場合は、当事者間の協議により候補者を決定し、協議により決定することができない場合は、年長者順によるものとする。
- 4 選挙管理委員長は、第2回投票の結果を教授会に報告するものとする。

（候補者の選考）

第9条 教授会は、第2回投票の結果に基づき、候補者を選考するものとする。

（被選挙人からの除外）

第10条 理事、副学長、学長特命補佐及び学長補佐（就任予定である者を含み、辞任等予定が明らかである者を除く。）のうち、教授会の構成員であって、その任期が、第4条第1項の規定により選出しようとする役職者の任期の全部又は一部と重複する者は、第1回投票における被選挙人から除外するものとする。

- 2 役職者（就任予定である者を含み、辞任等予定が明らかである者を除く。）で、その任期が、第4条第1項の規定により選出しようとする役職者の任期の全部又は一部と重複する者は、第1回投票における被選挙人から除外するものとする。
- 3 次の各号の一に該当する者は、本人からの申出に基づき、第1回投票における被選挙人から除外することができるものとする。ただし、第2号の規定は、評議員の候補者に係る第1回投票には適用しないものとする。

（1）健康上の理由により役職者の職務を遂行することができない者

（2）定年等の理由により役職者の任期中に退職等することとなる者

（3）役職者に2期以上連続して就任することにより、教育研究活動等に支障が生じるおそれがある者

（4）その他学部長がやむを得ないと認める者

- 4 被選挙人からの除外を希望する者は、当該第1回投票が実施される日の1週間前までに、書面により学部長に申し出るものとする。この場合において、前項第1号の理由によるときは、医師の健康診断書を添付するものとし、同項第2号から第4号の理由による場合にあっては、必要に応じて、資料を添付するものとする。

- 5 学部長は、前項の申出があった場合は、企画委員会で検討し、教授会の議を経て、当該人を被選挙人から除外することを決定するものとする。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、役職者の選考について必要な事項は、教授会の議を経

て、学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教育学部規程第22号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年教育学部規程第3号）

この規程は、令和元年12月11日から施行する。

附 則（令和5年教育学部規程第3号）

この規程は、令和5年4月12日から施行する。